



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防 平成29年4月号](#) 平成29年4月号 庶務課通信

平成29年4月号 庶務課通信

ページ番号216015

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



2017年3月30日

庶務課通信

消防局ホームページの見方を広報担当が解説します

総務部庶務課

京都市消防局ホームページは、平成9年7月14日に開設し、平成19年、平成25年にシステム等の変更に伴うリニューアルを行い、現在に至っています。

今回は、局本部の広報担当から、ホームページのこれまでの経過や見方等について紹介させていただきます。

ホームページ これまでの経過

年 月	内 容
平成9年7月14日	運用開始(当時は、ホームページビルダーにより作成)
平成12年2月8日	京都市消防団HPの開設(コンテンツを新設)
平成14年4月1日	京都健康医療情報システム(京都健康医療よろずネット)を掲載
平成19年	HP作成支援システム導入に伴い、消防局HPをリニューアル
平成21年4月1日	京都市AEDマップを掲載
平成25年3月21日	HP作成支援システムの更新に伴い、消防局HPをリニューアル
平成25年11月29日	京都消防歴史資料館(デジタルアーカイブ事業)を開設
平成27年3月2日	消防局HPの一部リニューアル ・「地域の消防ニュース」「消防イベント情報」等を掲載 ・消防団HPを全面改修(本団・分団のページを「京の消防団」ページに集約)
平成27年4月1日～	Web京都消防の掲載開始
平成27年5月1日～	災害情報自動案内システムを開設 ⇒消防隊や救助隊が出動している事案の災害発生場所等をHPで案内



トップページの説明

名称	内容と見所	
A	安心・安全情報	市民の皆様への安心・安全につながる防火防災情報のコンテンツを集約しています。
B	消防の運営情報	消防局の運営、組織等に関するコンテンツを集約しています。
C	市内の消防署・消防団	市内の各消防署・各消防団の情報を集約しています。
D	申請・届出・講習	消防法令、火災予防条例等に基づく各種申請、届出の様式を集約しているほか、防火管理講習や救命講習を案内しています。
E	アクセス・問合せ	消防局本部の各所属、各消防署所の住所、連絡先等を案内しています。
F	緊急情報	市民の皆様へ緊急に知らせる必要がある情報(台風や土砂災害に関する災害情報、避難勧告や避難指示など)がある場合に掲出します。
G	京都救急医療情報システム	京都府内の医療機関に関する情報を提供するサイト(京都健康医療よろずネット)につながります。所在地、診療科目などから、最寄りの医療機関等を探ることができます。
H	AEDマップ	電子地図(Googleマップ)を利用した市内の各AED設置施設の地図案内サービスです。
I	京都消防歴史資料館	京都市消防局が歩んできた道を記録した歴史的価値のある写真や動画、ポスター等を年表形式で紹介しています。
J	京都市消防局Facebook	

		イベント等の事前告知や実施結果、市民等の皆様への注意喚起情報や消防の裏側情報などを写真や動画を活用しながら発信しています。
K	京都市消防団Facebook	市内の各消防団、消防分団の紹介や活動内容などが紹介されています。運営は、消防団充実強化実行チームの広報SNS担当が行っています。
L	京都市消防局Twitter	イベントや注意喚起情報、消防関連のテレビ放送の告知などを発信しています。
M	京の消防団	市内の各消防団や消防分団の活動紹介をはじめ、消防団充実強化のための取組などを紹介しています。
N	119番通報時の多言語通訳体制	外国の方からの119番通報にも対応するための通訳体制を紹介しています。
O	京都市消防局動画一覧	京都市消防局又は学生と共同で制作した動画を紹介しています。
P	職員採用案内	採用試験の案内をはじめ勤務条件、受験者の皆さんからの「よくある質問」等を掲載しています。
Q	京の消防女子	京都市消防局で活躍中の女性消防士にスポットを当てた内容で、当局オリジナル動画や消防庁制作の動画などを公開しています。
R	消防局運営方針	京都市消防局の運営方針を公開しています。
S	京をまもる	京都市の消防・防災行政のあらまし、各事務事業の概要や統計資料等をまとめた冊子「京をまもる」のPDFデータを公開しています。
T	京都学生消防サポーター	学生サポーター制度の紹介から活動内容のほか、現役の学生サポーターの皆さんが御参加いただける防火、防災行事等を公開しています。
U	少年消防クラブ	少年消防クラブに属する元気いっぱいの子供たちの活動を公開しています。
V	外国人の方への安心安全情報	外国人の方向けに、火災や地震発生時の対処方法、119番通報の要領などを紹介しています。
W	京都市防災危機管理情報館	京都市行財政局防災危機管理室が運営しているサイトで、市域の防災ニュースや防災イベントのほか、災害情報等を公開しています。
X	新着情報	市民の皆様へのお知らせや注意喚起等の最新情報をピックアップしています。
Y	広報資料	報道機関に情報提供した消防局主催の事業やイベント等の資料を公開しています。
Z	地域の消防ニュース	各消防署の日々の取組などを紹介しています。
a	消防イベント情報	市内各地で行われる、防火・防災イベントや防火ふれあいコンサートの日程などを紹介しています。
b	火災予防トピックス	市民の皆様へ旬な火災予防をお届けしています。
c	防災トピックス	市民の皆様へ旬な防災情報をお届けしています。
d	消防隊の出動状況	市内で発生している火災等の発生場所や出動台数等をリアルタイムに情報提供しています。
e	市内の各消防署	各消防署の所在地やアクセス、連絡先、消防署長の挨拶、配置車両などを紹介しています。
f	Web京都消防	市民の皆様へ、消防を身近に感じていただける情報を毎月始めに発信してきましたが、今月号が最後の掲載になります。
g	災害統計	京都市内の火災発生件数、救急件数等の災害統計を公開しています。
h	建物の防火安全情報(表示制度)	旅館やホテルを対象とした「防火基準適合表示制度」について紹介しています。
i	防火対象物の安全に関する情報	消防法令違反により、命令を受けている対象物などを公表しています。
j	火災予防情報	たばこ火災やストーブ火災等に対する注意喚起や火災実験映像等を公開しています。
k	救急	救命講習の日程、熱中症等の対策など、救急に関する情報を公開しています。
l	もしもの備え	119番の通報要領や子供とお年寄り向けの安心・安全情報のほか、地域の自主防災組織の活動を紹介しています。
m	京都市消防活動総合センター	消防学校や訓練施設を併せ持つ「消防活動総合センター」の全容を紹介しています。
n	京都市市民防災センター	災害の疑似体験等を通じて、防災学習が行える「京都市市民防災センター」のサイトにリンクしています。
o	広告欄	新たな財源の確保、市民サービスの向上と地域経済の活性化等を図るため、広告募集を行い、応募があった企業等のバナー広告を掲載しています。

なお、平成29年度から、これまで冊子として発行していた年報「京をまもる」をWeb化し、内容を充実させたくうえで、京都市消防局ホームページ内に掲載(平成29年4月下旬を予定)することとしています。

以上のとおり、京都市消防局ホームページには、様々なコンテンツを掲載しています。

お探しコンテンツを早く見つけるための参考にしていただければ幸いです。
また、御不明な点がありましたら、総務課企画広報担当まで御連絡ください。



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

平成29年4月号 予防タイムズ・リターンズ

ページ番号216016

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2017年3月30日



後輩:先輩!さっき査察に行った工場に、火薬のようなものが大量に貯蔵されていたんですよ。危ないと思ったんですけど、危険物でもないし、何も指導できないですよ。

先輩:君、勉強が足りないぞ。国の法改正で、これまで京都府が行っていた火薬類取締法に関する事務が京都市に権限移譲されて、平成29年4月から我々消防局の職員が事務を行うことになったんだ。もし勝手に火薬が貯蔵されていたなら、すぐに指導しなくてはならないぞ!

後輩:そ、そうだったんですか。もう一度行って指導してきます。

先輩:慌てるな。現場に行く前に、火薬類取締法の概要を説明しておこう。

◆ 火薬類とは

先輩:君は、そもそも火薬類というものが何か知っているかな?

後輩:火薬ですから、銃の弾とか花火とかでしょうか。

先輩:おつ、知らないわりにはどちらも正解だ。法令用語で、銃の弾は**実包**、花火は**煙火**と呼ばれている。

火薬類については、法令で大きく3つに分類されているんだ。火薬、爆薬そして火工品だ。火薬は推進的爆発の用途として、煙火の打上げ等に使われている。爆薬は爆発的用途として、砕石場や工事現場で行われる発破等に利用されている。最後の火工品は、火薬や爆薬を使用して製造した製品をいうぞ。君が挙げた実包や煙火も火工品の仲間なんだ。

後輩:そうなんですね。京都市内では、どのような火薬類に出くわす機会が多いんでしょうか?

先輩:そうだな、例えば煙火を見る機会が多いだろう。花火大会で打ち上げる花火玉、運動会の「よーい、どん!」で使用する競技用紙雷管、車両に積載している発炎筒、スーパー等で売られているおもちゃ花火も、がん具煙火という煙火の仲間だ。

警察署や射撃場に査察に行けば、実包を見る機会もあるだろう。

後輩:ダイナマイトみたいな爆薬を見ることはないんですか?

先輩:ダイナマイトは最近使われなくなったが、硝安油剤爆薬(ANFO)や含水爆薬は、京都市内の採石場でも使用されているぞ。爆薬は、**火薬庫**という専用の建物に貯蔵されているんだ。

後輩:火薬庫ですか!京都市内に火薬庫があるなんて初めて知りました。

先輩:そうだろうな。次に、火薬類の規制について順を追って説明していこう。



◆ 火薬類取締法の目的

先輩: 火薬類取締法の目的は、火薬類の製造、販売、貯蔵、譲渡・譲受、消費、廃棄その他の取扱いを規制することで、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することなんだ。

火薬類が生まれてから消えるまで、まさにゆりかごから墓場までの全てを規制する厳しい法律といえる。



後輩: やはり、厳しい規制が課されているんですね。

先輩: そうだ。製造から廃棄まで、原則許可がないとできない仕組みになっている。火薬類を所有する者の取扱いによっては、テロ等の犯罪に使用することも可能であるし、一度災害が発生すると広く一般の公衆に対しても甚大な被害が及ぶ可能性がある。主管行政庁の責任は重大だ。

後輩: そうですね。

先輩: ちなみに、火薬類取締法では、火薬類の運搬についても規制しているんだが、そちらは都道府県公安委員会が窓口となっているから、あまり気にしなくても大丈夫だぞ。

後輩: 分かりました。僕は消防法に基づく指導に慣れてしまっていますが、何か気をつける点がありますか？

先輩: 良い質問だな。火薬類取締法の目的の一つとして、**盗難防止**という考え方があるぞ。火薬類を貯蔵する火薬庫等の施設には盗難防止設備の設置が義務付けられているんだ。

後輩: 盗難防止設備ですか！？消防法にはなかった世界ですね。具体的にはどのような設備があるんですか？

先輩: 例えば、火薬庫の出入口を二重扉にしたり、開口部に金網を張ったり、自動警報装置を設けたりするんだ。悪い奴が侵入しようとしても、すぐに関係者が駆けつけられるから安心だ。

さらに、火薬類の出納状況を記載する**帳簿**の備え付けも義務付けられているぞ。火薬類を扱う事業所からの不正流出を防ぐのが目的だ。

後輩: いかにも取締法って感じですね。

◆ 行為に対する許可

先輩: もう一つ大事なポイントがあるぞ。それは施設に対する許可だけでなく、行為に対する許可があるという点だ。これは消防法の危険物に対する許可と大きく異なる点だ。

施設に対する許可の代表例は火薬類を貯蔵する火薬庫の設置許可が挙げられる。行為に対する許可の代表例は、花火大会等の煙火の打上げ、つまり消費の許可だ。

後輩: 形に残らないものに許可を出すというのは新鮮ですね！

先輩: そうだな。煙火を一定数量以上打ち上げる場合、「許可が必要な行為」に該当し、事前に申請してもらう必要があるぞ。申請手数料は、一律7,900円だ。手数料の額については、新たに京都市消防関係手数料条例で定められたから確認しておいてくれ。

後輩: わかりました。確認しておきます。

先輩: 煙火を打ち上げる場合には、守るべき基準がいくつかあるんだが、イメージしやすいものに安全距離の確保がある。

例えば、宝ヶ池で実施されているイベントでは、直径9cmの3号玉が打ち上げられていて、周囲80m以上離れたところに観客席を設けているんだ。

後輩: 万が一花火玉が頭に落ちてくることを考えたら、できるだけ離れて観たほうが良さそうですね。

先輩: そうだな。打ち上げた花火玉が上空で爆発せず、そのまま落ちてきたものを**黒玉**と言うんだ。覚えておくといいぞ。

後輩: 花火業界には専門用語がたくさんありそうですね。

◆ 火薬類に関係する事故

後輩: 火薬類が危ないことは分かりましたが、事故はどれくらい発生しているんですか？

先輩: 消防士としては一番気になるところだな。平成27年(1月～12月)には、全国で61件の事故が発生しているぞ。死者0名、負傷者43名だ。重傷者が4名で、内3名が煙火の消費中に、1名が発破中に発生した事故で負傷している。

件数こそ少ないが、ひとたび事故が起きれば大事故に繋がるから注意が必要だ。

後輩: 京都市内で事故はないんですか？

先輩: 幸いなことに、平成19年を最後に、京都市内での事故は報告されていない。

後輩: そのときの事故はどのようなものだったんでしょうか？

先輩: その年は全部で4件の事故が報告されているが、いずれも不発弾等が見つかって、それを警察官に届け出たものらしいぞ。

後輩: 不発弾を発見しても事故扱いになるんですか！？

先輩: そうなんだ。火薬類取締法に係る**事故**については、法律で定義されているんだが、ざっくり言うと、火薬類について災害が発生したときと、火薬類や許可証等を無くしたか、盗まれたときなんだ。

後輩: 不発弾が見つかるということは、誰かがそれを無くした、ということですね。

先輩: さすが理解が早いな。持ち主不明の火薬類が発見されたら、まずは警察官に届け出る必要がある。そして警察官から我々消防に連絡が入ることになっているんだ。

火薬類取締法の事務は、このような形で警察官と連携する場面があるから覚えておくように。

後輩: 少し緊張してきました。

先輩: おっと！ちょっと話が長くなりすぎたな。ところで、問題の査察対象物の名前はなんだ？

後輩: 京都香辛料工業です。

先輩: …。君が見た火薬とやらはコショウではないだろうな。

後輩: …。

先輩: まあよい。とにかく現場を見に行くぞ！

後輩: はい！



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話: 075-682-0119

ファックス: 075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防 平成29年4月号](#) 安全救急部

安全救急部

ページ番号216018

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



2017年3月30日

安全救急部の業務と歴史



平成5年度、消防局の業務執行体制の再構築が行われ、市民の皆さんの災害対応能力を更に向上していただくことを目指し、それらに対する業務を所管する部として、安全救急部(市民安全課、救急課、災害情報管理課(現在の情報通信課))が新たに設けられました。

具体的には、自主防災組織の充実を通じて、地域の災害対応能力をアップさせるとともに、応急手当の指導により、市民一人一人の救急対応能力を養い、救命効果の向上を図っていかうとするものでした。

また、高齢者等、災害発生時に弱い立場である方に対しては、住宅用防災機器の設置勧奨、消防用ファクシミリや近隣者による避難救出協力体制の構築のほか、特に、自力による避難が困難な方に対しては、家庭用スプリンクラーなどによる自動消火装置の設置を促進するなど、一般住宅を中心とした安全環境の整備を推し進めていくこととしていました。

その後、市民防災センターの開館(平成7年度)、自主防災組織結成率100%達成(平成10年度)、救命講習受講者46万人達成、救急需要増大に対する救急隊の増隊、消防車両動態管理システム等を導入した消防指令システムの更新など、市民の皆さんと一体となって災害対応力の向上を推進してきました。

平成29年4月、機構改革に伴い、市民安全課は予防部市民安全課として、救急課は警防部救急課(応急手当普及啓発業務は消防学校技術指導課)として、情報通信課は警防部情報指令課として、引き続き市民の皆様の安心安全のため、業務を推進していきます。

業務課の創設当時、また安全救急部創設時の平成5年度、平成28年度を比較しながら各課の業務について紹介します。

市民安全課

地域密着型消防を担う 市民安全課

救急課

救急業務の歴史からみる救急課

情報指令課

消防指令センターの歴史からみる情報指令課

平成29年
4月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

市民安全課

ページ番号216570

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



2017年3月30日

地域密着型消防を担う 市民安全課

～「無火災都市の実現」とともに、「焼死者ゼロ」を目指して～
防火診断から訪問防火指導へ そして、きめ細やかな防火安全指導へ

◎無火災都市の実現に向けて

京都市では、昭和30年に戦後最高の火災件数756件を記録しました。この背景には、人口の増加、産業の急速な発展など生活様式が大きく変貌してきたことなどが挙げられます。また、消防行政のあり方も、消防施設の整備や消火技術など警防態勢の高度化を主眼とした近代消防への展開が全国的に図られていました。このような中、予防対策にも目を向け、火災の実態をあらゆる角度から分析検討した結果、火災のほとんどが人の不注意に基づく人為的な災害であることから火災予防対策を強化し、適切な防火指導を通じて、市民の協力を得ることができれば「無火災都市の実現」も夢ではないと考え、消防局はその実行を宣言します。

◎一般住宅の防火診断の開始

当時は、一般住宅からの出火事案が多かったことから、まず市民の警火心を高揚させる手段として一般住宅の防火診断のほか、防火モデル地区の設定、無火災地域の表彰制度の創設、防火改修の促進、町内自主防火組織(自主防災部の前身)の結成、防火委員(自主防災部長の前身)の選定などの諸施策も同時期に開始しました。

これまで一般住宅への防火診断は、月に1～2回特定の地域を指定し、消防職員が一斉に訪問するという方法をとっていましたが、この方法では、市民と消防職員との結びつきが弱く、市民の暮らしの中に警火心を深く浸透させることが難しいことから、昭和31年4月に「防火診断の責任分担制」を導入しました。



➤ 防火診断の実施方法

市内全世帯を各消防署の担当者に割り振り、担当者の責任のもと、年1回受持世帯を訪問するものでした。また、その指導方法は受持世帯ごとの簿冊を作成し、台所等の図面のほか、火気設備や電気設備等についてきめ細かく指導状況を記録し、その不備欠陥事項や防火改修の履歴を正確に把握できるようにしていました。この制度のねらいは、地域に専属の担当者を置くことで市民との関係を密接なものとし、担当者の一貫したきめの細かい防火指導を通じて火災予防の効果をあげようとするものでした。この制度は、防火診断だけでなく、防火座談会や消火実験会などの諸行事についても担当者が責任を持って計画的に実施し、市民と消防を結ぶパイプの役割を果たしてきたのです。

➤ 20年連続火災件数減少

戦後最高の火災件数を記録したことが市民と一体となった様々な火災予防対策への取組を本格化させ、防火診断のほか町有消火器の設置指導、防火委員の育成など市民に対する直接的な啓発活動を積極的に展開した結果、昭和31年から昭和50年まで20年連続火災減少という、世界に例を見ない偉業を達成することができました。

➤ 防災指導責任者と防災指導員

時代は、昭和から平成と変わり、消防を取り巻く環境や市民生活の様式も大きく変貌してきました。先人達が「無火災都市の実現」に向けて取り組んできた市民と一体となった指導手法は、現在も防災指導責任者、防災指導員という形で息づいています。防災指導責任者にとっては自主防災会の育成指導を、防災指導員にとっては自主防災部の育成指導と訪問防火

指導を担当しています。それぞれ担当する地域の防火及び防災に関する指導を行い、自主防災活動を通じた防災行動力の向上を図っています。

◎ 訪問防火指導

防火診断は、平成7年度から「訪問防火指導」となり、実施方法も消防署長が管内の特性、火災の発生の状況、社会情勢の変化、季節等を踏まえた実施方針を樹立し、この実施方針に基づき、防災指導員が計画的に実施するようになりました。

訪問防火指導は、住宅等を訪問し、面談により、防火及び防災に関する啓発及び指導を行うことをいいます。これは住宅等の居住者に対し、防火及び防災に関する啓発や指導を行うとともに季節、出火傾向、社会情勢等を踏まえた適切な情報を提供し、居住者に自己チェックしてもらうことを目的としています。個々全ての住宅等を訪問し、個別指導する手法は、今も昔も変わりはありません。また、訪問防火指導を通じて居住者等から得られる地域事情の把握も災害対応のための重要な要素の一つでもあります。

◎ 防火安全指導

市内の火災発生状況をみると、火災による死者の多くが高齢者等であることを踏まえ、火災その他の災害発生時に迅速な行動がとれない高齢者や身体に障害のある方のうち、自力避難が困難な方を「在宅避難困難者」と位置付け、出火防止、焼死者防止を主眼とした防火安全対策を進めています。

在宅避難困難者が居住されている世帯を訪問し、原則として面談により出火防止や人命に係る事項の点検を実施するとともに、その結果に基づき指導又は助言を行う防火安全指導を年1回以上実施しています。

近年は、きめ細やかな焼死者防止対策の取組事項として、75歳以上の独居世帯、75歳以上同士の同居世帯などを指導対象の中心として、暖房器具の適正な使用、喫煙管理、着衣着火防止など具体的な出火防止を指導の重点としています。

在宅避難困難者世帯数		平成5年度 (H5,4,1現在)		平成28年度 (H28,3,31現在)
一人暮らし	高齢者	7,905	→	40,417
	身体に障害のある方	859	→	3,709
家族同居	高齢者	9,320	→	68,236
	身体に障害のある方	3,634	→	6,816
合計		21,718	→	119,178

➤ 在宅避難困難者の防火安全対策

平成5年度当時の主な指導内容

- ・ 火気取扱設備等の正しい使用と喫煙管理の徹底
- ・ 簡易型火災警報器、火災速知器、消火器等の防災設備器具の設置と維持管理
- ・ 防災ふとん等防災寝具の普及
- ・ 被介助者に対する避難救出体制の確保と近隣者等との避難救出協力体制づくりの促進
- ・ 緊急通報システム(あんしんネット119)による通報体制づくりの促進

現在の主な指導内容

- ・ 火を使用する器具の正しい取扱い
- ・ 安全な喫煙管理
- ・ 避難の容易な場所での就寝
- ・ 住宅用防災機器の設置と維持管理
- ・ 被介助者に対する避難救出方法の指導
- ・ 近隣者等との避難救出協力体制づくり



➤ 新たな通報体制の確保

京都市Web119(平成20年度～)

聴覚に障害のある方が、外出中でも携帯電話のインターネット機能を利用して、消防指令センターへ通報できるシステム

緊急通報システムへ無線で連動する住宅用火災警報器(平成21年度～)

緊急通報システム利用者のうち、自力歩行できない方等を対象に、無線で連動する煙式住宅用火災警報器を寝室に設置

し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターへ通報するシステム

➤ 高齢者等のための安心アドバイザー研修

高齢者宅等からの出火防止や焼死者防止を図るため、普段、高齢者等に接する機会が多いホームヘルパーや老人福祉委員等を対象に、「防火アドバイザー研修」(平成10年度～)を実施しています。平成26年度に名称を「高齢者等のための安心アドバイザー研修」に変更し、従前の「防火対策」、「防災対策」に「家庭内での救急事故防止対策」を加えた研修に変更しました。



◎自主防災組織の育成指導

京都市では、昭和56年度から自主防災組織の設置・育成事業を開始(当時は総務局が担当)し、昭和62年度からは消防局が担当しています。大地震や水災害など大規模災害発生時に、被害を防止・軽減するため、地域住民の皆さんによる組織的な防災活動を行っていただくよう、様々な取組を推進してきました。

自主防災組織の設置状況	平成5年度 (H15.4.1現在)		平成28年度 (H28.3.31現在)
自主防災会(学区単位)	200	→	227
自主防災部(おおむね町単位)	5,473	→	6,376
自主防火町	551	→	0

※ 昭和34年から結成された自主防火町は、自主防災会の結成により発展的解消

➤ 平成5年度当時実施している主な事業、主な防火・防災活動

- ・ 自主防災組織標旗の交付
- ・ 自主防災組織活動助成金(3万円)交付
- ・ 防災器材購入補助金(自主防災会結成時に20万円)補助
- ・ 座談会、消火器実験会、映画会、訓練

➤ 現在実施している主な事業

平成7年に発生した阪神・淡路大震災、平成23年に発生した東日本大震災や台風による水災害を受け、新たな事業を実施し、地域防災力の向上を図っています。

- ・ 自主防災組織標旗の交付
- ・ 自主防災組織活動助成金(平成8年度～5万円)交付
- ・ 自主防災用器材の緊急配備(平成8・9年度 1自主防災会当たり60万円)
- ・ 自主防災リーダー養成事業実施(平成10～24年度)
- ・ 自主防災上級研修実施(平成24～27年度)
- ・ 身近な地域の市民防災行動計画の策定支援(町内単位の防災計画)(平成12～25年度)
- ・ 防災行動マニュアルの策定支援(学区単位の防災計画)(平成27年度～)



◎京都市市民防災センター

➤ 平成5年度当時

消防学校に市民防災訓練センターが設置され、市民防災研修を開講していました。また、受講対象者の実態やニーズに即した研修コースを半日又は1日単位で実施していました。

【市民防災研修の内容】

防災講座、燃焼実験、消火器取扱訓練、煙中行動体験、救急処置訓練、地震体験、健康体づくり、スプリンクラーの放射、水上安全法、規律訓練 など

➤ 現在

平成7年9月1日、国道十条北東に京都市市民防災センターがオープンし、災害の疑似体験を通じて、防災に関する知識及び技術の普及向上、防災意識の高揚を図っています。様々なイベントや講演会を実施しており、例年、10万人を超える方が来館され、平成29年度は来館者200万人を突破する見込みです。

【体験プログラム】

映像体験、地震体験、消火訓練、総合訓練、強風体験、避難体験、都市型水害体験、応急手当体験、自由体験(消防ヘリコプター、キッズファイヤーランド、通報訓練コーナーなど)



◎おわりに

先人達が思い描いた「無火災都市の実現」という大きな目標を継承し、京都市民に培われてきた「自分たちのまちは自分たちで守る」という高い自主防火防災意識の伝統を守り、消防職員及び消防団員が市民の皆さんとのパートナーシップをより一層強め、引き続き防火防災対策の推進に取り組んでいきます。



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

救急課

ページ番号216571

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2017年3月30日

救急業務の歴史からみる救急課

◎はじめに

消防局内に救急業務を主管する課が創設されたのは昭和46年、当時は防災救急課という名称でした。

安全救急部が発足した平成5年に、警防部救急救助課救急係が安全救急部救急課となり、救急課員は救急教育訓練センターを含めて総勢11名。その後、平成25年4月に救急教育訓練センターが消防学校教養課に移管されて、現在は京都市立病院消防出張所の救急課員を含めて総勢10名となっています。

平成29年4月1日、安全救急部救急課は、警防部救急課となりました。

◎救急業務のはじまり

本市において救急業務が開始されたのは昭和11年(自治体消防発足前)、横浜市、名古屋市、東京市(現東京都)に次いで4番目でしたが、当時は各都市とも警察機関の一部に属する消防部が、任意に業務に携わるといふあいまいな状態でした。激増する交通事故に対応するための必要な諸設備も現在のように充分な時代ではありません。

西洋料理店「萬養軒」から「ダッジ1935年型」輸入救急車と附属品一式の寄贈を受け、同年8月正式に下消防署(現在の下京消防署)に救急隊を配置したのが始まりです。以降、京都の救急体制は着々と整備されていきます。



◎救急業務の変遷

最も古い年間出動件数の記録が残っている昭和25年では、救急隊は5隊で年間出動件数は720件(ちなみに昭和23年の自治体消防発足時の救急隊は2隊)。その後急増する救急事故に対応するため、救急隊を順次増隊していきます。

昭和38年には消防法が一部改正(救急業務の法制化)され、また平成3年には救急救命士法が施行されます。平成5年当時は、7月に救急救命士の運用を開始し、9月に救急教育訓練センターの運用を開始して本市で救急救命士の養成を開始しました。救急救命士が行う救急救命処置のうち医師の具体的指示が必要な処置(特定行為)は、半自動式除細動器による除細動、器具による気道確保及び静脈路確保のための輸液を行っていましたが、平成14年にメディカルコントロール体制が構築されて、平成15年に包括的指示の除細動(指示なし除細動)、平成16年に気管内チューブによる気道確保、平成18年に薬剤投与(アドレナリン)と、段階的に救急救命士の処置範囲の拡大が進み、平成26年には、心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が追加されて、当初の3行為であった特定行為は5行為に拡大されています。

また、平成9年10月には京都市消防局初の女性救急隊員が、平成13年には初の女性救急救命士が活動を開始しました。

	平成5年中		平成28年中
救急出動件数	41,609件	→	84,638件
救急隊数	23隊	→	31隊
救急隊員数	243名	→	279名
うち女性救急隊員数	0名	→	9名
救急救命士数	4名	→	306名
うち女性救急救命士数	0名	→	7名



◎ 応急手当の普及啓発

応急手当普及啓発は、平成5年に、国が「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」を発出し、当局は翌年の平成6年から救命講習を開始しました。開始から平成29年1月末までの受講者数は495,086名となりました。

	平成6年度		平成28年度
救命講習受講者数	1,544名	→	約34,000名

◎ 終わりに

今後も高齢化の進展に伴い、救急出動件数の増加が予想されますが、京都市民の生命をつなぐため、緊急を要する人を1秒でも早く助ける救急体制の強化を図るとともに、事故や急病から大切な人を救う取組を推進していきます。



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
 電話:075-682-0119
 ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

- [北区](#)
- [上京区](#)
- [左京区](#)
- [中京区](#)
- [東山区](#)
- [山科区](#)
- [下京区](#)
- [南区](#)
- [右京区](#)
- [西京区](#)
- [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉る

情報指令課

ページ番号216572

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2017年3月31日

消防指令センターの歴史からみる情報指令課

◎はじめに

平成29年4月1日、安全救急部情報通信課と警防部指令課が統合され、警防部情報指令課となりました。

情報指令課が担当する業務の中で、最もわかりやすいのは「消防指令センター」です。御存知のとおり、消防指令センターは、火災・救助・救急の119番通報等の受付から、災害場所の特定、出動部隊の編成と出動指令、現場活動の支援などを一体的に行う、消防活動の中核を担う重要な施設です。

情報指令課の主要な仕事と言えば、この「消防指令センター」に関するものと「情報セキュリティ」に関するものの2つです。このどちらもが、ここ数十年における情報通信機器の驚くべき発展と深く関係があります。今回は、情報通信機器の変遷と共に進化してきた消防指令センターの歴史をひもときつつ、情報指令課について紹介したいと思います。

◎消防指令センター黎明期

消防指令センターの歴史をさかのぼってみると、その歴史の深さに驚かされます。

まだ消防指令センターとは言えませんが、市内の消防署所に一斉に災害の発生を知らせる「一斉指令装置」の運用が開始されたのは、昭和26年1月1日のこと。当時の日本では、白黒テレビの本放送も始まっていませんでした。

電話の普及状況についても、公衆電話すらほとんどなかったようです。また、電話局側が店舗などに電話を設置させてもらい、管理を委託する「委託公衆電話」が始まったのも、ちょうどこの頃です。もう少し普及が進むと、電話を掛けるときは公衆電話を使い、受けるときは電話を設置している近くの家庭で受けてもらい、そこから呼びに来てもらう「呼び出し電話」という方法がとられていました。

このような時代のため、119番通報もあったとは思われますが、火災などの発見は、主に市内に設置された火災報知機、消防署等の望楼や消防署所への駆け付けでした。



市内各所に設置されていた火災報知機。ボタンを押すとベルが鳴り、消防局に火災信号を送る。

◎消防指令センター創成期

初代消防指令センター（昭和36年6月1日運用開始）

高度経済成長期に入り、昭和35年にはカラーテレビの本放送が開始されました。ただし、開始当初は、カラー番組は1日1時間で、ほとんどが白黒番組でした。その頃になると、一般家庭への電話の普及も進み始めていましたが、まだ全世界の1パーセント程度でした。

そうした中、昭和36年6月1日、一斉指令装置が当時の最新鋭のものに更新され、初代消防指令センターの運用が開始されました。写真のとおり、規模も小さく時代を感じさせられます。とはいえ、市内全域の消防、救急の出動指令がここから発せられ、災害にいち早く対応する、新しい時代の消防体制が形づくられました。



初代消防指令センター(昭和36年)



消防指令センター(昭和50年頃)

◎無線設備の拡充

一斉指令装置の運用が開始されて以降、本格的な消防指令システムが導入されるまでの間、消防指令センターに欠かせないもうひとつの装置である無線設備の導入が進みます。

京都市消防局最初の無線電話設備(30MHz帯)は、昭和26年1月20日に運用が始まりました。当時の基地局は市警本部と共用でした。また、初めて消防車に無線機(150MHz帯)を積載したのは、昭和35年2月24日のことです。そして、昭和62年3月20日には、固定無線電話設備(150MHz帯、消防系6波、救急系2波)の運用が49署所等で開始されました。

◎消防指令センター革新期

◆一斉指令装置から消防指令システムへ◆

初代消防指令システム(昭和62年4月1日運用開始)

通信機器はどんどん進歩し、昭和40年代になると「ピッポッパツ」で掛けるプッシュホンサービスや電話ファックスサービスが開始されます。昭和59年には、本市においても電話交換機がアナログからデジタルへの移行が始まるなど、時代はどんどん電子化が進んでいきます。

電子化を最も象徴するものは、パーソナルコンピュータ(パソコン)でしょう。世界初のパソコンの誕生については諸説あるようですが、入力や記録などの機能が備わった、いわゆるオールインワンのパソコンが出現したのは、昭和52年頃のように思われます。また、パソコンではありませんが、昭和58年には、任天堂から家庭用ゲーム機のファミリーコンピュータが発売されました。

電子化が急速に進展する中、昭和61年10月1日、情報指令課の起りとなる情報管理課が警防部に新設されました。

そして、昭和62年4月1日に消防指令システムの運用が開始され、災害発生場所の確認(発信地表示)、出動車両の編成と指令、現場情報や病院情報の提供など、119番通報の受信から消防車や救急車が災害発生場所に到着するまで、更なる時間短縮が行えるようになりました。



初代消防指令システム(昭和62年)

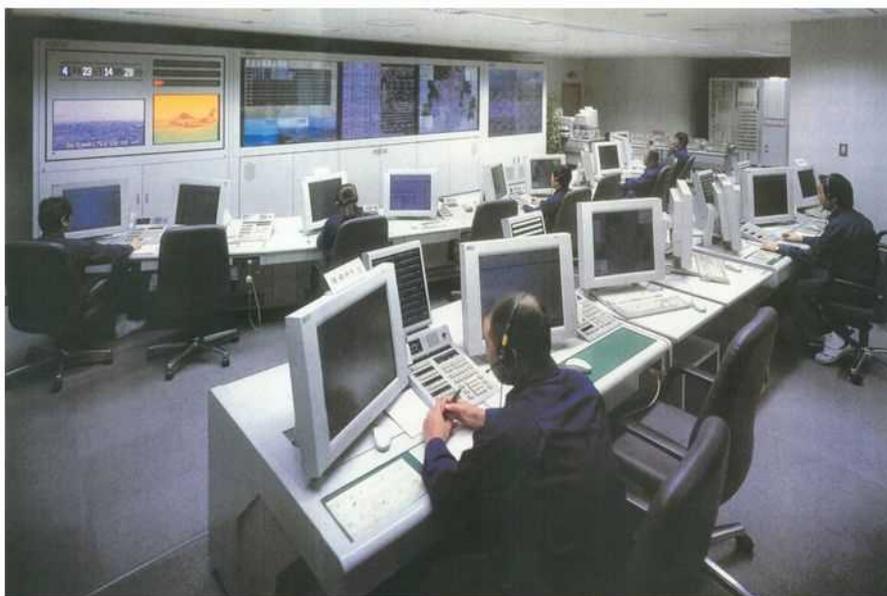
◎消防指令センター飛躍期

◆消防指令システムの高度化◆

第二代消防指令システム(平成10年4月1日運用開始)

平成に入り、この頃から徐々に携帯電話の普及が始まります。総務省の統計データによると、平成元年度末時点での携帯電話・PHSの全国の普及率は0.4%。しかし、平成7年度末には9.3%、平成9年度末には30.5%まで増加していました。ちょうどその頃、平成10年4月1日に新しい消防指令システムの運用が開始され、同時に携帯電話からの119番通報の受信を開始しています。

この第二代消防指令システムは、消防車等の位置をGPSによりリアルタイムに把握する車両動態管理システムを活用し、災害地点に最も近い車両順に出動部隊編成を行う「直近隊編成」や通報等を聞きながらコンピュータによる合成音声により自動指令を行う「自動音声指令」を全国で初めて導入しました。



第二代消防指令システム(平成10年)

◎様々なシステムの導入とインターネットの発達

さて、初代消防指令システムの導入から第二代消防指令システムが運用開始されるまでの間にも、様々なシステムが導入されました。昭和63年には、「[ヘリテレビ電送システム](#)」、平成2年には、急病などの場合に自分で通報等の対処が難しい方がボタンひとつで通報することができる「緊急通報システム」、平成7年度には、大規模災害時に高所カメラ等の災害状況映

像を、通信衛星を利用して総務省消防庁等へ送信し、即時応援体制を確立するための「災害情報画像伝送システム」などを導入しています。

そうした中、平成5年3月29日、安全救急部の新設に伴い、警防部情報管理課は、安全救急部災害情報管理課となりました。

平成12年頃からは、パソコンやインターネットが急速に普及し始めます。

平成17年4月1日、消防指令センターは安全救急部から警防部に移管され、警防部指令課となり、災害情報管理課は安全救急部情報通信課になりました。

平成20年頃になると、パソコンの性能は飛躍的に向上しており、災害指令情報を出動車両に伝達するための車載端末装置(ナビ)は、更新に伴って、性能、機能とも格段に向上し、今では欠かすことのできない装置となりました。

また、インターネットはパソコンだけでなく、携帯電話でも利用されるようになり、平成21年3月には、聴覚言語障害者等が携帯電話のインターネット機能により通報するためのシステムである「京都市Web119」の運用が開始されました。

さらに、大規模災害時に消防職員からWebで即時に情報収集を行う「即時災害情報収集システム」の導入、119番通報等における「多言語通訳体制」の運用開始など、時代の変化に合わせて様々なシステムの導入や体制の変更を行ってきました。

◎消防指令センター成熟期

◆消防救急無線のデジタル化と消防指令システムの更新◆

消防救急デジタル無線(平成27年10月27日運用開始)

携帯電話や無線LANの普及に伴って、無線電波の利用が大幅に増え、更なる利用拡大が見込まれることから、電波の有効利用のため、総務省において周波数の割当ての見直しと再編が進められました。その中で、消防救急無線については、電波法に基づく告示により、平成28年5月31日までに、150MHz帯アナログ方式から260MHz帯デジタル方式に切り替えることとされました。

消防救急無線のデジタル化は、消防通信の非常に大きな転機であり、技術面だけでなく運用面や経費面にも大きな影響を及ぼすことから、平成21年度に関係所属による検討会を設置し、各種の検討を行いました。

デジタル化に伴い、通信の秘匿性が確保されるとともに、使用できるチャンネル数が増えました。しかし、通信方式の変更に伴う電波特性の影響から、山間部では以前より通信可能範囲が広がった反面、市街地では、建物等の影響により無線が断続する事象が発生しています。そのため、現在もこうした課題に対応すべく、検討を行っています。

第三代消防指令システム(平成27年6月2日運用開始)

第二代消防指令システムについては、平成10年の運用開始から10年以上が経過し、機器の老朽化が進み、また、消防救急無線のデジタル化に対応させる必要があったことから、消防指令システム全体を更新することになりました。

消防指令システムの更新に当たっては、単に機器を新しくするだけでなく、現状の機能を更にステップアップさせるため、現場活動の最先端で活躍する若手職員によりプロジェクトチームを組んで、検討が行われました。その結果を踏まえ、多様化する災害に的確に対応していくため、「情報収集機能」と「情報共有機能」を強化しました。

具体的には、災害現場の指揮者にノートパソコンやタブレットを配備して、火災現場等で必要となる地図、航空写真、危険物等の保有情報、[高所カメラ](#)やヘリテレビ映像などを、現場指揮本部においてリアルタイムで確認できるようにし、また、災害建物の裏側など現場指揮本部から死角となる場所をタブレットで撮影し、その映像を現場指揮本部や消防指令センターに送り、情報共有することで、部隊増強等のより適切な判断と活動方針の決定を可能とする「現場指揮支援システム」を導入しました。

さらに、大規模災害を見据えた消防指令センターの機能強化として、119番通報を受信する指令台を7台から9台に増設したほか、1台の指令台を2分割して2人で運用する「大規模災害モード」を搭載、大規模災害時には最大18の指令台で、災害受信、出動指令の発令等を行うことができるようになりました。また、新消防指令センターは、床面積を約3割(170㎡⇒230㎡)増加したため、大規模災害時に職員を非常召集した場合の活動スペースなどが確保され、災害処理能力が格段に向上しています。



第三代消防指令システム（平成27年）

◎ 119番受信状況

ここで、安全救急部が発足した平成5年と昨年（平成28年）の消防指令センターにおける災害の受信状況をみてみましょう。救急の受信件数の増加は、救急需要の増大によるものであることは明らかですが、火災の受信件数の増加は火災件数の増加が原因ではありません。火災件数を比較すると、平成5年は312件、平成28年は256件で、56件減少しています。火災は、煙などを遠くから確認することができ、また、携帯電話の普及に伴って、より通報しやすい状況になっているため、増加しているのだと推測できます。ちなみに、平成28年中の災害受信のうち、約4割が携帯電話からの通報です。

119番受信状況

	平成5年中	平成28年中
火災	2,101件	2,531件
救急	40,072件	85,260件
救助		1,442件
その他	303件	928件
合計	42,476件	90,161件

◎ 情報セキュリティについて

消防活動をより迅速、的確に行うためには、市民の皆さんの個人情報を含む非常に重要な情報を有効に活用することが不可欠です。特に、消防指令システムには、欠かすことができません。そのため、消防指令システムの運用開始当初から、重要なデータの取扱方法や保護管理方法について定め、職員に対して各種の教育研修を行ってきました。

第二代消防指令システム運用中の平成12年頃から、パソコンやインターネットの急速な普及と同時にコンピュータウイルスの爆発的な拡がり問題となり、世界的に情報セキュリティに関するルール作りが進められました。

平成15年には、「個人情報の保護に関する法律」が公布され、各自治体で個人情報に関する条例等が制定されたことを受け、京都市消防局においても、情報セキュリティに関する具体的なルールが定められました。その後も、社会情勢や情報技術の革新を反映し、その更なる具体化と強化を進めてきました。

また、最近では、全国のセキュリティ事故を受け、総務省から地方公共団体における情報セキュリティに関するガイドラインが発出されたことから、京都市消防局においても、平成29年3月に情報セキュリティに関する基準等を再編しました。

このように、近年、情報セキュリティの重要性は、ますます高まっており、職員全員が情報セキュリティ対策を確実に実施し、消防活動に不可欠な情報をしっかりと守っていきけるよう、今後も必要な対策の強化を進めていきます。

◎ おわりに

これまで、情報通信機器の発展と合わせて消防指令センターの歴史をたどってきましたが、時代と共に消防を取り巻く環境も大きく変化し、それに合わせて消防の仕事も大きく変化してきたことがよくわかったと思います。

情報指令課の仕事の一つは、こうした情報通信機器の変化に合わせ、消防活動をより迅速に、効率的に、効果的に実施できるよう、環境を整えることといえるかもしれません。

今や、あらゆる部署において、様々な情報通信機器が使用されています。環境を整えるというと、機器を運用する各部署との調整を行う地味な仕事にも思えますが、最新の情報通信機器の特徴を的確に捉え、それらをいかしたより良い消防活動をあらゆる部署に対して提案ができるクリエイティブな仕事でもあります。

情報指令課は、消防活動の効率化や強化をサポートするとともに、消防指令センターという消防活動の中核となる施設を運用する課として、引き続き市民の皆さんの安心、安全に貢献していきます。

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉る

平成29年4月号 警防計画課通信

ページ番号 216019

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2017年3月31日

警防計画課通信**京都府国民保護共同実動訓練**

救急課・警防計画課・消防救助課

**訓練の目的・実施内容**

国民保護法に基づき、国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練を実施し、関係機関の機能確認及び関係機関相互の連携強化を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を図ること。また、国際観光地として、多言語に対応した、避難誘導、医療救護を実施すること。

訓練概要

1 実施日時

平成29年2月2日 木曜日 午前11時00分から午後2時30分まで

2 訓練想定

JRA京都競馬場施設内において化学剤(サリン)が散布され、多数の死傷者等が発生している。その後、京都国際会館、市営地下鉄四条駅等に爆破予告がされる想定。

3 訓練会場(5会場)・訓練内容

- (1) JRA京都競馬場 【初動対処訓練, 除染・応急救護訓練, 被災者搬送訓練, 現地調整所運営訓練】
- (2) 京都第一赤十字病院 【被災者受入訓練, 医療救護訓練, 遺族支援訓練】
- (3) 京都大学医学部附属病院 【被災者受入訓練, 医療救護訓練】
- (4) 京都府立伏見港公園総合体育館 【救援訓練(避難所運営訓練等)】
- (5) 京都府庁, 総理大臣官邸 【通信訓練(テレビ会議), 合同対策協議会運営訓練】

4 訓練参加機関(41機関, 約1,200名)

内閣官房, 京都府, 京都市, 警察, 消防, 自衛隊, 医療機関等

○消防機関

- ・京都市消防局 29隊(航空隊を含む。)
- ・伏見消防団 13名(本団, 4分団: 納所・久我・羽束師・淀)
- ・府内消防本部 5隊

(宇治市消防本部, 城陽市消防本部, 八幡市消防本部, 久御山町消防本部, 乙訓消防組合消防本部)

各訓練会場における訓練内容**JRA京都競馬場****初動対処訓練**(ゾーニング・被災者の避難誘導・救出, 救助)

- 1 消防(消防団を含む。), 警察が発生現場における原因物質の特性, 危険度等に応じて, 散布された建物周辺のゾーニングを設定。【危険区域(ホットゾーン), 準危険区域(ウォームゾーン), 警戒区域(コールドゾーン)】
- 2 消防, 警察, JRA等が連携して, 被災者の避難誘導及び救出・救助活動を実施。



除染・応急救護訓練(除染前トリアージ・除染処置(乾的・水的除染)・搬送トリアージ)

- 1 消防, 警察, 自衛隊が連携して, 除染エリアを設置し, 化学剤の付着状況から, 除染方法を決定。
乾的除染(脱衣, 清拭)又は水的除染(洗浄)による化学剤の除去を実施。
- 2 応急救護所において, 救急隊, DMATが連携して, 被災者に対する搬送トリアージ及び応急処置を実施。



被災者搬送訓練

- 1 消防・自衛隊・DMAT・ドクターヘリが連携して, 被災者(赤タグ・黄色タグ)をヘリコプター(京都市消防局消防航空隊, 陸上自衛隊第3飛行隊, 大阪府・京滋ドクターヘリ)及び車両により, 早期に府内医療機関へ搬送を実施。
- 2 京都府が準備したバスにより, 被災者(緑タグ)の継続観察, 安否確認等を目的とした避難所への輸送を実施。



現地調整所運営訓練

早期に災害の実態を把握し, 効率良く活動を実施するために, 関係機関(農林水産省, 京都府, 京都市, 消防, 警察, 自衛隊, DMAT, JRA)が活動内容・活動調整・役割の確認等のため, 京都市が現地調整所の設置・運営を実施。



各医療機関(京都第一赤十字病院・京都大学医学部附属病院)

被災者受入訓練(被災者の受入準備・収容)

- 1 多数の被災者に対応する医師, 医療スタッフの確保・配置, 医療資機材等の事前準備。
- 2 ヘリコプター(京都市消防局消防航空隊, 陸上自衛隊第3飛行隊, 大阪府・京滋ドクターヘリ), 救急車, DMATカーにより搬送される被災者の受入対応を実施。



医療救護訓練及び遺族支援訓練

被災者の医療処置を実施。警察・医療機関により、亡くなった被災者の検視及び遺族対応を実施。



京都府立伏見港公園総合体育館

救援訓練(避難所運営訓練・安否情報収集・メンタルヘルスへの配慮・給食)

被災者を収容する避難所(医療救護所を含む。)の設営・運営、災害時多言語支援センターの設置、外国人被災者の対応、被災者の安否情報の収集、安否情報システムの運用、心理学的情報提供としてのチラシ配布、医療チームによる問診・健康相談等、被災者の食事の提供を実施。



京都府庁・総理大臣官邸

通信訓練, 合同対策協議会運営訓練

- 1 総理大臣官邸と京都府庁をテレビ会議システムにより接続し、協議・情報共有を実施。
- 2 政府、京都府、京都市、消防、関係機関等による合同対策協議会を開催し、活動内容、今後の対応等について協議等を実施。



課題・問題点

訓練は、テロに起因するNBC災害で、除染を必要とする被災者が約150名、全体で約370名の被災者が発生する想定で実施しました。

早期に災害の実態を把握し、効率よく活動することが求められました。そのため、現地調整所において、多くの機関と連携を密にし、また、活動部隊の増強・増隊を目的とした、府内近隣の消防本部や緊急消防援助隊の応援要請、さらに、化学剤への適切な対応など、関係機関との情報共有等が必要でありました。

訓練を通して、次の課題が挙げられました。

- 1 100人単位で被災者が発生している災害対応への出動部隊数及び同時かつ複数の場所でテロ災害の発生が予測される状況下での部隊配置を考慮した警備態勢
- 2 活動する隊員がテロによる災害活動を行っている認識。警察機関等との連携によるテロに関する情報共有及び活動の実施
- 3 多くの被災者が発生していることから、最先着部隊等による情報収集、状況確認、明確なゾーニング、救助隊員等の進入管理、ショートピックアップによる早期のホットゾーンからの救出、適切なトリアージ、医療機関への迅速な搬送の実施
- 4 実動対応を行う関係機関との活動に対する共通認識と連携の強化

まとめ

京都市は世界有数の観光都市であり、年間5,500万人を超える観光客が訪れます。また、観光名所も多くあり、テロによる災害が発生すれば、多数の被災者が発生するおそれがあります。

今回の訓練の課題を改めて検証し、活動内容の見直しや訓練により、災害対応力を向上させ、京都府が中心となり行う、図上・実動訓練に継続して参加し、関係機関と円滑な連携を行うための関係を築き、テロ災害への対応力の強化を図ります。

(参考) 国民保護法とは

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国、地方公共団体等の責務、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。

平成29年
4月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防 平成29年4月号](#) 平成29年4月号 教養課通信

平成29年4月号 教養課通信

ページ番号216017

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2017年3月30日

教養課通信

機関誌「京都消防」～「Web京都消防」

教養課

京都市消防局の発足から遅れること半年、昭和23年10月に機関誌「京都消防」を創刊し、その後、平成27年4月からは冊子から電子版に変更して名称も「Web京都消防」と改めホームページに掲載してまいりましたが、今月号をもって「Web京都消防」としての掲載を終了することとなりました。

機関誌「京都消防」の創刊以来、「Web京都消防」を含めて68年半の永きにわたり、ご愛読いただきました皆様、また、発行、掲載にあたり御協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

今月号では、京都市消防職員の教養誌としてだけでなく、京都市消防局に関わる全ての皆様のコミュニケーションツールとして愛されてきた機関誌「京都消防」から「Web京都消防」までの歩みをご紹介します。

○機関誌「京都消防」の変遷

大きさは発刊以来A5版でしたが、ページ数はまちまちで60ページで構成されているものもあれば、中には100ページを超えるものもありました。平成になってからは74ページ構成となりました。

昭和23年10月に創刊した機関誌「京都消防」ですが、毎月発行となったのは、昭和30年以降です。それまでは、合併号や隔月発行といったこともありました。

過去には、「20年連続火災減少記念号」など何冊かの記念号や特集号といった別冊を発行しており、平成7年3月には阪神・淡路大震災の記録を残すため、フルカラーの別冊特集号を発行しました。

○表紙絵と挿絵

冊子であった機関誌「京都消防」は発刊以来、日本画家の先生方の絵画作品で表紙を飾っていただきました。

この表紙絵については、日本を代表する日本画家の堂本印象画伯や上村松篁画伯といった著名な先生にも御協力いただいていた。そのご縁から、表紙絵や挿絵は、堂本印象画伯が主宰されていた画塾「東丘社」に所属されている先生方に提供していただいていた。ちなみに、「Web京都消防」のバナーや、トップページで使用させていただいている絵は、東丘社の由里本 出 先生が描かれた作品です。

このような著名な先生方に描いていただいた作品を掲載できることは、いかにも文化芸術都市「京都」らしくて、我々の自慢であり誇りでした。

これまで御協力いただきました先生方、本当にありがとうございました。

○「京都消防」の役割

創刊三十周年を迎えて【昭和53年10月号】(安田耕三局長のことばから(抜粋))

『創刊から今日に至るまでの京都消防をひもといてみますと、消防のたゆまぬ努力と歴史がうかがわれ、躍進する「京都消防」に感慨深いものがあります。(中略)京都市では「無火災都市の実現」スローガンに、職員、団員が火災のない、町づくりに総力を挙げて運動をおこなっていますが、今日の社会情勢は災害発生の危険を益々増大させ、又新しい災害を起こす要因を数多くはらみ、市民の防災に対する関心は異常な高まりを見せています。こうしたときにあたり、私たちは更に高度な行政感覚と専門的な知識、技能を駆使して「火事のないまちづくり」を全市民運動として高めていく必要が痛感されます。機関誌「京都消防」は、私たちのこうした期待にこたえ、その原動力となって職員に広い視野から教養を与え、消防人としてのプロ意識を促し、又、組織人としての連帯感を強めるなど、京都消防の発展に大いに寄与しているところであります。一方、機関紙「京都消防」は誌上を通じて職員全体のコミュニケーションの場として、大きな役割を担っています。』

これは約40年前に掲載されたものですが、機関誌「京都消防」が職員の消防に関わる専門知識や社会一般知識を向上させるための教養誌としての役割と、職員間はもちろん、消防団員、事業所、そして職員家族をつなぐためのコミュニケーションツールとして重要な役割を担っていたことがわかります。

人と人とのつながりが薄れつつあるといわれる昨今、「京都消防」は消防組織の発展と市民と消防のつながりを目指して様々なコーナーを設けていました。特に、冊子の頃に掲載していた「家族からの通信簿」や「マイホビー」といった家族や趣

味に関する投稿記事などは、普段は厳しい先輩や気難しい上司の少し違った一面を垣間見ることができ、どこかホッとした気分になれたことを覚えています。

○編集後記

機関誌「京都消防」の巻末に掲載されていた「編集後記」は、編集担当者が日常のちょっとした出来事やそれぞれの思いを表現する場として掲載し、意外と人気のあるコーナーでした。読まれた方の中には、思わず笑ってしまうようなことや共感できることなど人情味溢れる内容の短文に、コアなファンも多かったのではないかと思います。

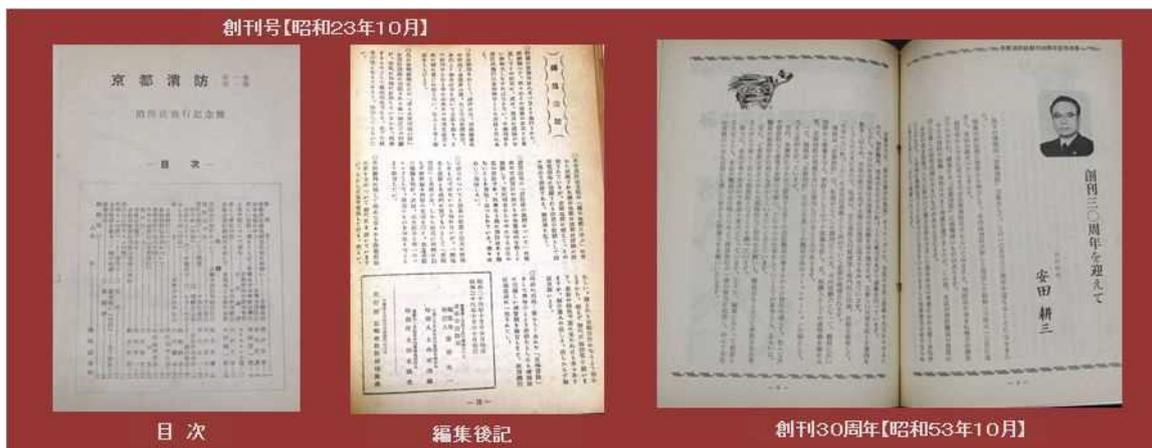
では、創刊号の「編集後記」の内容は、どのようなものだったのでしょうか？

機関誌「京都消防」創刊に当たり、次のように綴られています。(抜粋)

『本誌名についても職員の総意を満足以表現したものではないかもしれないが、一応地名と業務とを端的に表すものとして「京都消防」と名付けた。しかし誌名の如何にかかわらず、将来益々の内容の充実を図り、誌友各位の職務を助け、或いは心を慰める唯一のフレンドとして最善のものをお送りできるよう努力したい。本誌創刊に際して熱心な方々から教養雑誌のあり方について御叱正を頂いていますが、それらは逐号実現していき、明るい、正しい、親しまれる京都消防になるよう努めますから、絶えず御叱正ご指導を願います。』

誌名の由来と、機関誌「京都消防」に与えられた役割、そして、これから充実、発展させるのだという熱意と決意が伝わってきます。

新しい事業を始めるときは幾多の困難があり、時には悩み、苦労も多かったと思いますが、この熱意溢れる「編集後記」を読みますと羨ましくも感じます。時代の変化を敏感に感じ取り、「スクラップアンドビルド」により刻々と変化する情勢に迅速に対応していかななくてはならない時代にあって、様々なことが型を変え、新たな物や方法になってきていますが、機関誌「京都消防」から引き継ぎ、「Web京都消防」まで68年半にわたり続いてきた「京都消防」の最終号をまさか自分が担当するとは考えてもいませんでした。歴代の編集担当者や「京都消防」を愛読いただいていた皆様のお気持ちを考えると胸がいっぱいです。



機関誌「京都消防」と「Web京都消防」は、自治体消防発足間もない頃から平成の現代まで、永きにわたって職員に幅広い教養を身につけさせるとともに、市民の皆様をはじめ消防団員、職員同士やその家族とをつなぐ重要なコミュニケーションの場として皆様に親しまれてきましたが、一旦その幕を下ろします。

今後は、京都市消防局のホームページの各コーナーやフェイスブックを架け橋として、新鮮な情報をタイムリーに発信し、市民の皆様と京都市消防局をつないでいきますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

これまで機関誌「京都消防」と「Web京都消防」の発行や記事掲載に御協力いただきました数え切れないほどの多くの皆様に、改めて心から感謝申し上げます。



平成29年
4月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
 電話:075-682-0119
 ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

- [北区](#)
- [上京区](#)
- [左京区](#)
- [中京区](#)
- [東山区](#)
- [山科区](#)
- [下京区](#)
- [南区](#)
- [右京区](#)
- [西京区](#)
- [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

平成29年 研究課

ページ番号216889

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2017年3月30日

研究課レポート

「京消研究レポート集」によせて

研究課

京消研究レポート集は消防科学の発展に寄与するため、研究課員が火災原因及び鑑識方法等についてテーマを決め研究を行い、その研究結果を冊誌(平成27・28年度はCD-R)にまとめ、各所属や関係防災機関に配布してきました。

昭和54年に第1巻を発刊し、これまでに計34巻、延べ236件の研究結果を掲載してきました。研究課員が、ときには手作りの実験機器等を用いて研究するなど、創意・工夫して研究を行い、この中には火災原因を決定するうえで重要なデータとして活用されているもの、鑑識手法の基礎となっているもの、他の論文に引用されているものもあります。

平成29年4月の機構改革に伴い、研究課の業務はいくつかの所属に分散して実施していくこととなり、この京消研究レポート集は終了することになりました。

今後は、各署・分署が行う職務研究に研究課の理念が継承されることを期待します。

最後に、署員が行う火災原因調査の資料や職務研究の気付きにつながればと考え、研究課員の知と汗の結晶「京消研究レポート集」に掲載された各作品のテーマを紹介します。

長い間、ご覧いただき、ありがとうございました。



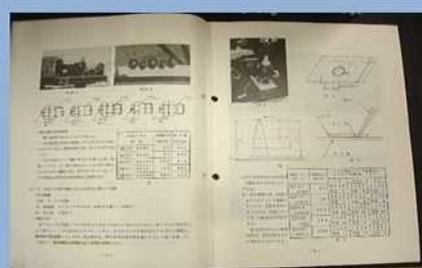
全巻



表紙とCD-R



9代目局長 安田耕三氏による発刊のことば



京消研究レポート集の作品

研究作品一覧

1	S54	超高压噴霧放水による消火効果の実験について
2	S54	炎感知器「S Pフレームチェッカー」の作動試験結果について
3	S54	ロウケツ染用ロウ溶解なべの火災危険について
4	S54	電熱ポットの試験結果について

5	S54	魚粉(肥料)の自然発火の可能性について
6	S54	塗料の自然発火の可能性について
7	S54	難燃処理加工剤による自然発火の可能性について
8	S54	消火器の破裂原因について
9	S55	消煙噴霧ノズル(Sノズル)の研究開発について
10	S55	遮煙幕の研究開発について
11	S55	灯油の大規模燃焼による輻射照度及び気流温度の測定結果について
12	S55	電気掃除機の鑑識結果
13	S55	発煙筒の発生ガスの分析
14	S55	無害発煙筒の試作について
15	S55	弾消火弾「ストロングバック」の消火性能試験結果について
16	S55	消防活動障害車両移動装置の試作について
17	S56	天ぷらなべの発火および消火に関する実験結果について
18	S56	ガスオートドライヤーの鑑識結果
19	S56	石油ガス化ファンヒーターの燃焼試験について
20	S56	ガス瞬間湯沸器の鑑識結果
21	S56	電磁調理器の機能試験結果について
22	S58	伸縮噴霧ノズルの試作
23	S58	ハロン消火器による油なべの消火実験結果
24	S58	ガスフライヤーの鑑識
25	S58	防火衣の汚染防止に関する研究
26	S58	電気衣類乾燥機(ホームドライヤー)の試験結果
27	S58	厨房ダクト内付着物の試験結果
28	S58	カラーテレビのアンテナ端子板の火災鑑識
29	S58	亜酸化銅増殖発熱現象による発熱とジュール熱による発熱との比較
30	S59	過酸化水素による可燃物の着火の可能性についての研究
31	S59	携帯用簡易ガスライターの火災鑑識
32	S59	LPG車のゾレノイドユニット等の火災鑑識
33	S59	扇風機の火災鑑識
34	S59	各種白熱球の温度分布等に関する研究
35	S59	電気温風ストーブの着火危険等についての試験結果
36	S59	電気カーペットの過酷使用試験結果
37	S59	寝具のくん焼に伴う有毒ガスの研究(主としてCOについて)
38	S61	可燃性液体の蒸発状況とその蒸気の流動分布等に関する実験(しみ落とし作業等に対する安全対策として)
39	S61	6600V高圧架空電線の断線事例と断線実験結果について
40	S61	燃料タンク(ミニ・バイク)の燃料漏洩カ所の鑑識(差込みプラグ等の接続器具の発火危険について)
41	S61	差込みプラグに生じた絶縁破壊による発火事故と発火実験結果
42	S61	電気冷蔵庫の差込みプラグに生じた亜酸化銅増殖発熱現象(ガス燃焼器具(都市ガス13A)に関する火災鑑識)
43	S61	風呂がまパーナーの異径リング装入による事故
44	S61	ガス湯沸し器の凍結による事故
45	S62	普通住宅用自動消火装置の消火ヘッドの試作
46	S62	訓練用発煙筒の試作
47	S62	熱分解または燃焼したプラスチックの外観性状等について
48	S62	空気管式火災感知器の腐食に関する鑑識
49	S62	パラフィン類の低温出火の可能性について
50	S62	ローソクの燃焼性状等について
51	S63	危険物施設の地下埋設配管の定期点検方法に関する実験

52	S63	ネックレスの介在によるファンヒーターの異常燃焼について
53	S63	学習机に付属しているコンセントからの出火危険性について
54	S63	カーボン・ヒーター・シートの出火機構について
55	S63	製造後間もない扇風機のモーターが層間短絡を起こした原因について
56	S63	製造後間もない扇風機のモーターが層間短絡を起こした原因について(化学泡消火器詰めかえ時の手違いによる事故事例2題)(1)締め付け不良による破裂事故
57	S63	製造後間もない扇風機のモーターが層間短絡を起こした原因について(化学泡消火器詰めかえ時の手違いによる事故事例2題)(2)泡が放射せず内部から無色の結晶物が出てきた事例
58	H1	結露によるコンセント火災事例
59	H1	再生ゴムの自然発火の可能性
60	H1	床上に置かれたブレーカーが出火原因となった事例
61	H1	ガス風呂がま操作機構部の出火事例について
62	H1	二槽式洗濯機の出火原因について
63	H1	全自動洗濯機のロック原因に関する考察
64	H1	電気クッキングヒーターの危険性について
65	H1	石油こんろの異常燃焼の原因について
66	H1	電気温風機のスイッチについて
67	H2	流出ガソリンの処理剤(凝固剤)の性能試験結果について
68	H2	天ぶら油処理剤の試験結果について
69	H2	マヨネーズの天ぶら油火災に対する消火効果について
70	H2	家畜飼料(魚のあらの加工品)の自然発火の可能性について
71	H2	石油ストーブに布団を被せた場合の着火の可能性について
72	H2	電気ストーブの転倒OFFスイッチからの出火の可能性について
73	H2	接点火花による可燃物の発炎の可能性について
74	H2	パワーゲート用モーターのマグネット・スイッチの出火原因について
75	H2	エアコン用ブレーカーの出火と元電源ブレーカーの非遮断について
76	H2	気動車の発電機用ディーゼル・エンジンの吸気ダクト火災について
77	H2	ラジコンカーからの出火の可能性について
78	H2	冷温風機の出火原因について
79	H2	典型的な亜酸化銅増殖発熱現象による火災事例について
80	H4	油類の・鑑識検査法 軽質油(揮発油)
81	H4	熱線カッツスポットライトの出火危険について
82	H4	駐車中の車両の温度分布とスプレー缶等爆発危険について
83	H4	走行車両の排気系統における温度状況について
84	H4	塗装作業に伴う静電気による出火の可能性について
85	H4	共聴アンテナケーブルの火災原因について
86	H4	動力用三相積算電力量計付近から出火に伴う原因について
87	H4	ヘアードライヤーの出火に至った原因について
88	H5	住宅火災実験(ふすま熱・煙・ガスの遮断効果について)
89	H5	安全な火気使用設備器具のガイドラインに関する研究(消防科学技術研究委員会第一部会)
90	H5	火災発生の予測に関する研究(消防科学技術研究委員会第二部会)
91	H7	カラーTVのFBTフォーカス入口端子部の絶縁不足による出火
92	H7	カラーTVの偏向ヨーク・コネクター接続基盤の焼損
93	H7	カラーTVの電源基板平滑コンデンサ接続部からの出火
94	H7	ホットカーベットのコントローラ内リレーの焼損について
95	H7	乾燥洗濯機の電源基板からの出火
96	H7	量に含浸した油分(ガソリン及び灯油)の抽出について
97	H7	量の燃焼性に関する研究

98	H8	除霜ヒータの過熱による冷蔵庫の出火
99	H8	ヘアードライヤーを毛布にくるんだときの出火の可能性について
100	H8	電気掃除機差込プラグの出火原因について
101	H8	電源コードの自重によるファックスの出火
102	H8	大雨洪水暴風警報発令中に発生したコンセント火災
103	H8	VVFテーブルの電解浸食によるトラッキング出火について
104	H8	レントゲン現像室の火災例
105	H8	抜染剤が添加された布地の自然発火について
106	H9	高齢者用防災製品の洗濯による防災性能の変化について
107	H9	地震時における屋内照明器具の挙動と危険性について
108	H9	くん焼に対する漏れ水の消火効果について
109	H9	自然発火について
110	H9	道路横断ホース保護シートについて
111	H9	空中消火の研究結果について
112	H9	日数の経過による灯油の成分構成の変化について
113	H9	安全装置の不良によるコーヒーマーカーの出火事例
114	H9	エアコン室外機の圧縮機用コンデンサの層間短絡による出火事例
115	H9	電磁加熱炊飯器内のプリント基板のトラッキング現象による出火事例
116	H9	土中の油分検出について
117	H9	米ぬかを乾燥した後の余熱による出火事例
118	H10	電子レンジ加熱における合成樹脂類容器の状態変化について
119	H10	防災製品の洗濯による防災性能の変化について(その2)
120	H10	押入れの燃焼実験
121	H10	古紙を利用した石油吸着材の試作
122	H10	短絡痕の外観的な特徴から判別する方法の有効性について
123	H10	ガソリンの検出方法について
124	H10	救急隊適正配置シミュレーションの試作
125	H10	ガス衣類乾燥機の出火事例
126	H10	コンビネーションスイッチからの出火事例
127	H10	漏電ブレーカーからの出火事例
128	H10	暖房便座からの出火事例
129	H12	台所の壁体からの低温出火について(その1)
130	H12	ガスグリル火災の基礎データについて
131	H12	天然油脂ワックスの自然発火について
132	H12	アロマテラピーの異常燃焼メカニズムについて
133	H12	押入れの燃焼実験(その2)
134	H12	ガスこんろによる着衣着火について
135	H12	短絡痕の外観的な特徴から判別する方法の有効性について(その2)
136	H12	灯油の検出方法について
137	H12	たばこ火のダンボール紙への着火性・燃焼性について(その1)
138	H12	給油取扱所に設置の洗濯機からの出火事例
139	H12	乗用車のオルタネーターからの出火事例
140	H13	浸透剤の効果等に関する試験方法について
141	H13	電気火災鑑識技術の研修カリキュラムと研修システムについて
142	H13	電気火災に強い職員づくりのための職員研修用電気火災実験器
143	H13	木材の長期加熱による重量変化と発火温度の関係について(その1)
144	H13	ガソリン誤給による石油ストーブの燃焼状況等について(その1)

145	H13	単相3線式回路の中性線欠相による電気事故
146	H13	半断線による出火事例
147	H14	木造建物外壁の難燃化に関する研究(その1)(外壁等に使用されている木材の燃焼性)
148	H14	クラスA泡消火剤の影響と効果に関する研究(その1)クラスA泡消火剤が消防車両に及ぼす影響
149	H14	流出油処理用吸着材の吸収性能について
150	H14	きな粉や番茶粉の蓄熱出火について
151	H14	ガスこんろの点火状況の確認について(その1)(ストッパーから判断する法)
152	H14	ガスこんろの点火状況の確認について(その2)(複数の器具栓の比較から判断する法)
153	H14	ガスこんろの点火状況の確認について(その3)(電磁石から判断できる法)
154	H14	ガソリン誤給による石油ストーブの燃焼状況等について(その2)
155	H14	車両用バッテリーからの出火事例
156	H15	木造建築物の外壁難燃化に関する研究(その2)(自然暴露による難燃性能の劣化)
157	H15	クラスA泡消火剤の影響と効果に関する研究(その2)クラスA泡消火剤による濡れ水と発煙抑制効果について
158	H15	一次痕と二次痕の判別方法に関する研究
159	H15	電磁調理器使用時における油なべ火災の発生条件
160	H15	布団綿に含まれる綿実油の酸化による発熱について
161	H15	ハロゲンヒーターの温度測定と出火の危険性
162	H16	木造建築物の外壁難燃化に関する研究(強制暴露による難燃性能の劣化)
163	H16	カチオン界面活性剤による摩擦損失の低減効果に関する研究
164	H16	菓草の蓄熱発火について
165	H16	電磁調理器使用時における天ぷらなべ火災の発生条件(その2)
166	H16	水難救助検索におけるケミカルライトの使用の研究
167	H16	テレビから煙が発生した原因について
168	H16	差込式電線コネクタの鑑識について
169	H17	「障害となる物品を排除しながら閉鎖する防火戸の研究」その1試作防火戸の性能試験と施工性・安全性向上に向けての研究
170	H17	富酸素化空気中での燃焼物の研究について
171	H17	エステ用オイルの発熱の可能性について
172	H17	染色用物質の混合による可燃物への着火の可能性
173	H17	無機イオンの定性分析を用いた鑑識事例
174	H18	木酢液や竹酢液の浸透効果について
175	H18	不乾性油「オリーブオイル」の発熱の可能性について「エステ用オイル」の実験を基に、新たに脂肪酸の二重結合の確認方法を取り入れ、オリーブオイル及びアーモンドオイルの発熱プロセスを検証する。)
176	H18	高等学校における実験室からの火災発生の原因について
177	H18	ガストーチポンペのノズルからのガス漏れ
178	H18	テーブルタップ付き電気配線を束ねて使用したため出火した事例
179	H18	ターニングナルスイッチからの出火事例
180	H19	住宅用火災警報器の有効性について
181	H19	理髪店で使用されている脱色剤の発熱について(粉末状の脱色剤と湿気又は液体が混ざることにより発熱するか)
182	H19	オーブンレンジ&トースタの火災鑑識
183	H19	力率自動調整装置の火災鑑識
184	H19	IHジャー炊飯器の火災鑑識
185	H20	視覚障害者のための災害用力感覚コンパス
186	H20	地下タンク廃止時に使用する乳化剤等による処理について
187	H20	住宅用分電盤ブレーカーの接続端子からの出火事例について
188	H21	コイン型リチウム電池の破裂・発火について
189	H21	市販の入浴剤と洗剤の混合による硫化水素ガスの発生と抑制方法について

190	H22	電気火災における一次痕・二次痕の識別シートについて
191	H22	プラスチックの加熱による性状変化について
192	H22	ミスト放水型送風機による排煙及び消火効果について
193	H22	小規模空間におけるCO2ナノバブルによる消火効果について
194	H23	ガソリンの可燃性蒸気及び水溶液に含まれる鉱物油の可視化
195	H23	Part1:ガソリンの可燃性蒸気の可視化
196	H23	Part2:水溶液中に含まれる鉱物油の可視化
197	H23	フェノール樹脂及び塩化ビニル樹脂におけるトラッキングの発生とグラファイト生成の過程
198	H23	レーザー測距双眼鏡を用いた実火災の測定実験 －震災時火点決定手法の確立に向けて－
199	H23	油分鑑識における試料の抽出法と保管方法について
200	H24	格子状光線照射装置による現場活動の安全性向上に関する研究
201	H24	硫化水素が発生した現場での対処方法
202	H24	粉殻炭及びコーヒー出しがら炭による硫化水素除去効果
203	H24	北川式ガス検知管とガスクロマトグラフ質量分析との比較
204	H25	有機物絶縁体におけるグラファイト化の形成
205	H25	芯上下式石油ストーブの使用状況を立証する鑑識方法
206	H25	分岐管の開閉レバー改良による現場活動の安全性向上に関する研究
207	H25	現在運用している各種放水ノズルの比較検討
208	H26	加熱された金属の呈色について
209	H26	震災時において街区間延焼が発生する時間の見積もり
210	H26	テーブルタップ内部のトラッキングによる出火について
211	H26	蚊取線香による燃焼実験
212	H26	反射型電気ストーブ(石英管ヒーター使用)の鑑識方法
213	H26	赤外線分度計及び発光剤による繊維分析
214	H27	自己消火機能付たばこによるたばこ火災の軽減Ⅰ・Ⅱ
215	H27	たばこによる火種の落下の状況と着火物の関係等基礎的な考察
216	H27	木炭の燃焼性状に関する検証について
217	H27	テーブルタップの接触不良による燃焼性状に関する研究
218	H27	金属粉によるグラファイトの形成
219	H27	金属粉による亜酸化銅の容易な形成方法及び亜酸化銅増殖発熱現象による燃焼実験
220	H27	ダウンライトの断熱材接触実験
221	H27	電気ストーブ火災発生件数の予測及び火災軽減対策
222	H27	電気製品が発火源と判断する際に必要なポイント－4事例－
223	H28	住宅用太陽光発電システムの事故防止対策Ⅰ(太陽電池モジュールのガラス破片の落下に対する避難距離の測定)
224	H28	住宅用太陽光発電システムの事故防止対策Ⅰ(遮光による感電事故防止)
225	H28	燃焼実験による可動式プラグの発火原因の検証
226	H28	濃硝酸(HNO ₃)によるグラファイト化測定の精度向上手法
227	H28	日数の経過による灯油の成分構成の変化について
228	H28	容易に作製できる危険物実験器具と実験による危険物事故対策
229	H28	接触型鑑識用石油検知シートの開発
230	H28	IHクッキングヒーター使用中における出火危険を引き起こす行為の考察
231	H28	塩酸の蒸気発生の抑制に関する研究
232	H29	円筒型リチウムイオン電池の燃焼実験
233	H29	大量に流出した塩酸及び硝酸から発生する有毒ガスの迅速な抑制方法
234	H29	ドライアイスによる大量に流出したガソリン(低引火点危険物)の回収方法

235	H29	投光機の輻射熱による出火の可能性について
236	H29	カセットこんろ鑑識要領



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉る